

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
は、その
日の翌
日とする)

目 次

◇公安規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五課」の下に「及び監察官」を加え、「監察課」を「厚生課」に改める。

第三条第二号を次のように改める。

二 公印の管守に関すること。

第三条第五号中「発送」の下に「審査」を加え、同条第六号中「一般統計」を「警察統計(犯罪統計を除く。)」に改め、同条に次の一号を加える。

九 電子計算組織関係資料の送受信に関すること。

第五条各号を次のように改める。

一 組織及び定員に関すること。

二 人事及び給与に関すること。

三 勤務制度に関すること。

四 表彰に関すること。

五 警察装備に関すること。

六 警察通信(無線電話によるものを除く。)に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しないこと。

第六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六条の二を次のように改める。

(厚生課の所掌事務)

第六条の二 厚生課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 福利厚生に関すること。

二 健康管理に関すること。

三 恩給及び公務災害補償に関すること。

四 警察共済組合及び警察職員互助会に関すること。

五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(監察官の所掌事務)

第六条の三 監察官は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 監察に關すること。
 - 二 所管行政に關する企画、総合調整及び調査に關すること。
 - 三 争訟事務に關すること。
 - 四 事務能率の増進に關すること。
- 第八条の二第一号中「知能犯罪」を「偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪」に改め、同条第四号を削る。
- 第九条第二号中「少年関係犯罪」を「少年の福祉を害する犯罪」に改め、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。
- 十二 公害関係事犯の取締りに關すること。
- 第十二条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
- 第十三条第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 外勤警察に關すること。
 - 二 警察通信（無線電話によるものに限る。）に關すること。
- 第十三条第七号中「警備実施」を「警備方針の策定及びその実施」に改める。
- 第十三条の二第一号中「及び災害警備」を「、災害警備及び雑踏警備」に改め、同条第二号中「雑踏警備、警衛、警護、」を削る。
- 第十四条第十号中「交通機動警ら隊」を「交通機動警ら」に改める。
- 第十五条第三号を削る。
- 第十九条を次のように改める。
- (監察官)
- 第十九条 監察官は、警視正又は警視の階級にある警察官をもつてあてる。
- 2 監察官は、上司の命を受け、所掌事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

第二十條第一項中「、部に主査を」を削り、同條第二項中「をもつてあて、主査は、事務吏員又は技術吏員」を「又は事務吏員若しくは技術吏員」に改め、同條第三項中「、調査官及び主査」を「及び調査官」に改める。

第二十一條に次の二項を加える。

5 第二項に規定する事務を分掌させるため、科学捜査研究室に係を置く。

6 前項の係に關し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第三号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別 表
定 員 配 置 表

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

職員別 課署別	警 察 官						一般 職員
	警視	警部	警部補	巡查長 巡査部	巡査	計	
秘書課	1	1				2	15
会計課	1	1				2	17
警務課	2	1	4			7	17
教養課	1	2	1	1		5	5
厚生課							7
監察官	1	1				2	
捜査第一課	2	3	4	6		15	6
捜査第二課	1	3	4	6		14	2
防犯課	1	2	3	2		8	7
鑑識課	1	1	1	1		4	17
警備課	1	4	8	15		28	4
外勤課	1	3	5	11	37	57	2
交通第一課	2	5	4	5	20	36	4
交通第二課	2	1	2	2		7	22
機動隊	1	1	1	2	14	19	
警察学校	1	2	3	1	30	37	6
小計	19	31	40	52	101	243	131
岩美署	1	1	2	4	14	22	3
鳥取署	1	5	15	27	96	144	15
郡家署	1	2	4	7	30	44	7
智頭署	1	1	2	4	14	22	3
浜村署	1	1	3	5	16	26	3
倉吉署	2	5	9	17	61	94	13
八橋署	1	1	4	6	24	36	5
米子署	1	5	15	27	104	152	22
境港署	1	3	5	7	29	45	10
溝口署	1	1	2	4	14	22	3
黒坂署	1	1	2	4	17	25	3
小計	12	26	63	112	419	632	87
合計	31	57	103	164	520	875	218